仕　様　書　番　号
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１Ｌ
作成　昭和４９年　４月　１日 変更　平成２６年　３月２７日
補　給　統　制　本　部

陸　上　自　衛　隊

電子機器共通仕様書

陸上自衛隊 電子機器共通仕様書

目　　次

1　総則 …… 1
1.1　適用範囲 …… 1
1.2　用語及び定義 …… 1
1.3　引用文書 …… 2

2　製品に関する要求 …… 2
2.1　部品・材料及び加工方法に関する一般的要求事項 …… 2
2.2　代替品の使用 …… 2
2.3　防かび塗装 …… 3
2.4　安全性に対する考慮 …… 3
2.5　銘板 …… 3
2.6　部品の記号などの表示 …… 4

3　試験の省略 …… 5

4　承認用図面等 …… 5

5　納入書類など …… 5
5.1　装備品等の取扱いに関するもの …… 5
5.2　装備品等の整備に関するもの …… 5
5.3　装備品等の補給に関するもの …… 5
5.4　納入書類などの数量など …… 5

6　提出資料など …… 6
6.1　提出資料の数量・時期 …… 6
6.2　提出場所 …… 6
6.3　技術資料 …… 6
6.4　材質別重量区分表 …… 6
6.5　有害物質表 …… 6
6.6　整備資料（第2種） …… 6
6.7　部品表（第4種） …… 6

7　試験成績書 …… 7

附属書Ａ（規定）承認用図面等作成要領 …… 9
附属書Ｂ（規定）取扱説明書等作成要領 …… 15
附属書Ｃ（規定）整備資料作成要領 …… 22
附属書Ｄ（規定）部品表（第4種）作成要領 …… 33
附属書Ｅ（規定）技術資料作成要領 …… 41
附属書Ｆ（規定）材質別質量区分表作成要領 …… 46

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
陸　上　自　衛　隊 電子機器共通仕様書		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１Ｌ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	昭和４９年　４月　１日
		変　更	平成２６年　３月２７日
		作成部隊等名	補　給　統　制　本　部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊における装備品等のうち，電子機器等の調達及び役務の調達に当たり適用する共通事項について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＮＤＳ　Ｃ０００２による。

1.2.1

電子機器等

電子機器及びそれらを構成する部品をいう。

1.2.2

品質管理

調達品を規定された品質基準に合致させ，不具合の場合には是正措置を行う管理機能をいう。

1.2.3

外形図

電子機器等の外形を示す図であり，外形総寸法，外形各部寸法，装着に必要な取付寸法などが記載されたものをいう。

1.2.4

部品表

電子機器等に使用している部品を明確にする表であり，“図面葉番号”，“品目名”，“品名”，“規格番号及び形名又は定格など”，“数量”，“製造者名”，“備考”などが記載されたものをいう。

1.2.5

組立図

主な部品の装着状況が明らかに分かるように示した図をいう。

1.2.6

物品番号

品目が属する分類区分を示す分類番号及び品目ごとに定められた品目識別番号によって構成される番号をいう。

1.2.7

取得番号

電子機器等の維持管理のために付与する固有番号をいう。

1.2.8

調達時添付品

調達時に電子機器等の可動を維持するために必要な部品などをいう。

1.2.9

有害物質等

放射性物質（“放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律”の適用を受けるものをいう。）及び有害物質（“毒物及び劇物取締法”第2条第1項，第2項及び第3項で規定する毒物，劇物及び特定毒物並びに“労働安全衛生法”第55条に規定する製造等の禁止物質，同第56条に規定する製造の許可を受けるべき物質をいう。）をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **規格**

ＪＩＳ Ｃ ６７０１	水晶振動子通則
ＪＩＳ Ｐ ０１３８	紙加工仕上寸法
ＪＩＳ Ｘ ６２８１	１２０ｍｍ再生専用形光ディスク（ＣＤ－ＲＯＭ）
ＮＤＳ Ｃ ０００２	地上用電子機器通則
ＮＤＳ Ｚ ８０１１	角形銘板

b) **仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５	補給カタログ等印刷製本仕様書

c) **法令等**

電波法（昭和25年法律第131号）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

陸上自衛隊整備規則[陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24）]

2 製品に関する要求

2.1 部品・材料及び加工方法に関する一般的要求事項

部品，材料及び加工方法に関する一般的要求事項は，ＮＤＳ Ｃ ０００２の箇条3による。

なお，防衛省仕様書が制定されていない場合でも，防衛省で標準品目に指定されている部品は，これを使用するものとする。ただし，ＩＳＯ規格製品，ＩＥＣ規格製品，ＪＩＳ製品，米国（軍）規格製品，米国（軍）仕様製品，第1種電気通信事業者仕様，銘柄指定品，輸入品などに使用する部品，材料及び加工方法については，それぞれの規格及び仕様書によることができる。

2.2 代替品の使用

電子機器等の仕様書で規定された部品又は材料の代替として，ほかの部品又は材料を契約担当官等の承認を得て使用することができる。ただし，次に示す範囲を条件とし，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.1に定めた互換性を保持するものとする。

a)　正当な理由があるものとする。

b)　規定されたものに比し，性能が同等以上であるものとする。

2.3　防かび塗装

防かび塗装は，ＮＤＳ　Ｃ　０００２の 3.2.1 の材料のうち，無機物を使用する場合は，防かび塗装を省略することができる。

2.4　安全性に対する考慮

安全性に対する考慮は，ＮＤＳ　Ｃ　０００２の 2.1.9 による。また有害物質等を使用するときは，関係法令に基づく許可を証明する書類などをもって，契約担当官等の承認を得るものとする。この場合，電子機器等及び包装に適切な表示をするとともに，取扱説明書にその旨を記載し，操作員などの安全について万全を期さなければならない。

2.5　銘板

2.5.1　一般的事項

銘板は，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１によるほか，次による。ただし，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１の規定にかかわらず，取得番号は，省略できない。

2.5.2　取得番号

銘板の取得番号は，次に示す事項を例に示す要領で記載するものとする。

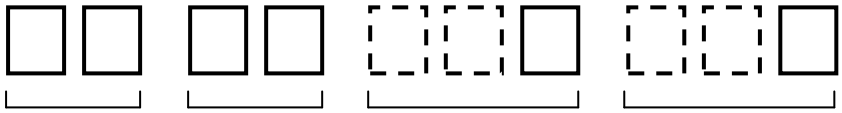

a)　納入の年の西暦年の末尾２字

b)　納入の月（２字で表す。）

c)　契約の数量（同一品名一括契約の場合は，全数量を最少のけた数で表す。）

d)　契約数量の一連番号（最少のけた数で表す。）

例 1　表示例

２０１２年９月納入　１００台契約

１台目　　12-09-100-1

１２台目　　12-09-100-12

１００台目　　12-09-100-100

例 2　１台中に同一構成品が２個以上ある場合

同一構成品について，構成品単位で一連番号を付す。

２０１２年１０月納入　５０台契約

１個目　　12-10-50-1

１００個目　　12-10-50-100

例 3　分割納入の場合

２０１２年　１３０台契約　１１月と１２月に分割納入

1)　１１月納入　５０台（第１回目）

１台目　　12-11-130-1

５０台目　　12-11-130-50

2)　１２月納入　８０台（第２回目）

５１台目　　12-12-130-51

１３０台目　　12-12-130-130

例４　同一契約の相手方が２以上の契約を行い，その品名及び納入の月が同じ場合は，一括して契約数量及び契約数量の一連番号を付す。

２０１２年　２０台，３０台，計５０台の契約　１０月納入

1)　１回目契約分

１台目　　12-10-50-1

２０台目　　12-10-50-20

2)　２回目契約分

１台目　　12-10-50-21

３０台目　　12-10-50-50

2.5.3　製造者名及び納入者名

製造者名及び納入者名は，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１の4.2.1 h)によるほか，１種銘板の取付けを必要とする場合で，製造者と納入者が異なる場合は，製造者名を上に，納入者名を下に記載する。

なお，製造者及び納入者は，各々別個の銘板とすることができる。この場合，２個の銘板は並べて取り付けるものとする。記載例及び取付け例は，**図１**による。

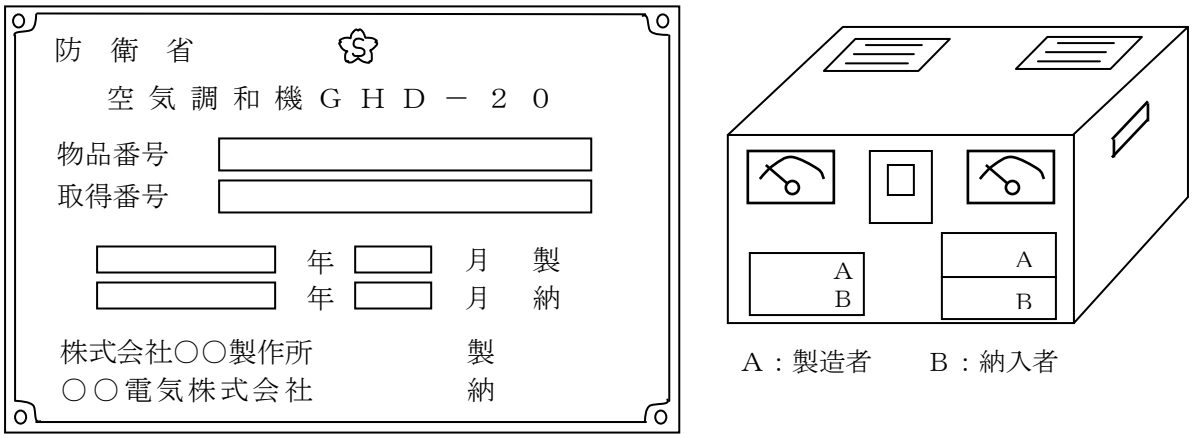

図１－銘板及び取付け（例）

2.5.4　承認

１種銘板の記載事項のうち，形状，場所などの関係上，製造番号，合格表示用刻印座を省略する場合及びＮＤＳ　Ｚ　８０１１によらない場合は，契約担当官等の承認を得なければならない。

2.6　部品の記号などの表示

2.6.1　一般的事項

部品の記号などの表示は，ＮＤＳ　Ｃ　０００２の2.1.14 によるほか，次による。

2.6.2　組部品等の表示

組部品等については，次の事項を表示する。細部は，契約担当官等の承認による。

a)　品名（回路記号又はこれに準ずるもの）又は略号

b)　製造者名又は社章

c)　取得番号又は製造番号

d)　製造年月（取得番号表示の場合は，不要）

2.6.3　コード及びケーブル類の表示

コード及びケーブル類の表示は，品名（又は形名），接続先などを記載した銘板，タグその他これに類する表示を容易に脱落しない方法で取り付けるものとし，その材料及び加工方法はＮＤＳ　Ｚ　８０１１による。

2.6.4　水晶振動子の表示

水晶振動子の表示は，ＪＩＳ　Ｃ　６７０１及び2.6.2による。

3　試験の省略

環境条件に対する試験項目について当該電子機器等がそれぞれの規格に適合した経験があり，かつ，その後の製造条件，設計，部品及び材料に変更がないことが確認される場合には，試験を省略することができる。

4　承認用図面等

承認用図面等は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条6によるほか，**附属書**Ａによる。

5　納入書類など

5.1　装備品等の取扱いに関するもの

装備品等の取扱いに関するものは，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1 による。

a)　**取扱説明書（第１種）**　使用部隊等で必要な取扱要領，軽易な整備要領などを記述したもので，契約の相手方が作成した取扱説明書又はカタログなどをいう。

b)　**取扱説明書（第２種）**　使用部隊等で必要な取扱いについて記述したもので，細部は，**附属書**Ｂによる。

c)　**取扱書**　取扱書原稿作成の細部は，**附属書**Ｂ　による。

5.2　装備品等の整備に関するもの

装備品等の整備に関するものは，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.2 による。

a)　**整備資料（第２種）**　作成要領は，**附属書**Ｃによる。
なお，5.1 b)と合冊することができる。

b)　**整備資料（第３種）**　作成要領は，**附属書**Ｃに準ずるほか，細部は，調達要求元の指示による。

5.3　装備品等の補給に関するもの

装備品等の補給に関するものは，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3 による。

a)　部品表は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１に規定する第１種，第２種及び第３種までのほか，第４種を設ける。

b)　部品表（第４種）は，補給カタログ型式Ｃ作成のための資料であり，作成要領は，**附属書**Ｄによる。

5.4　納入書類などの数量など

納入書類などの数量，時期などは，**表**1によるものとし，その適用については，個別仕様書等で指示するものとする。

表 1－納入書類などの数量など

番号		資料の種類	数量	記事	時期	場所
1	a)	取扱説明書（第 1 種）	20[a)]	電子機器等の初度調達及び個別仕様書等変更などの場合	電子機器等の納入時又は別に指示する期日	陸上自衛隊関東補給処
	b)	取扱説明書（第 2 種）	20[a)]			
2	a)	部　品　表（第 1 種）	[b)]			
	b)	部　品　表（第 3 種）	[b)]			
	c)	部　品　表（第 4 種）	[b)]			
	d)	部　品　表	[b)]			

注[a)]　数量は，個別仕様書等で変更することがある。

[b)]　数量は，個別仕様書等で指定する。

6　提出資料など

6.1　提出資料の数量・時期

提出資料の数量，時期などは，**表 2** によるものとし，その適用については，個別仕様書等で指示するものとする。

なお，電子化データの提出要領については，官側との調整によるものとする。

6.2　提出場所

提出場所は，指示のない限り，**表 2** の番号 1 は補給統制本部とし，その他は，調達要求元とする。また，提出時には，提出書（提出書に類するものでもよい。）を添えて提出するものとする。

6.3　技術資料

表 2 番号 1 a）技術資料の作成要領は，**附属書Ｅ**による。

6.4　材質別質量区分表

表 2 番号 1 c）材質別質量区分表の作成要領は，**附属書Ｆ**による。

6.5　有害物質表

表 2 番号 1 d) 有害物質表の作成は，有害物質等を含有する部品などを使用する場合とし，次による。

a)　用紙の大きさは，ＪＩＳ Ｐ ０１３８のＡ４とする。

b)　有害物質等を含有する部品などの部品名，使用物質名及び含有量を記載する。

6.6　整備資料（第２種）

表 2 番号 1 e）整備資料（第２種）の作成要領は，**附属書Ｃ**による。ただし，表紙及び裏表紙は，省くものとする。

6.7　部品表（第４種）

表 2 番号 1 f）部品表（第４種）の作成要領は，**附属書Ｄ**による。ただし，表紙及び裏表紙は，省くものとする。

表 2－提出資料の数量など

番号			資料の種類	数量	記事	時期
1	a)		技術資料	a)	電子機器等の初度調達時，変更承認時及び個別仕様書等変更などの場合	機器納入と同時
	b)		写真又は陰画（全体及び構成品単位とし，大きさはキャビネ版とする。）	a)		
	c)		材質別質量区分表	a)		
	d)		有害物質表	b)		
	e)		整備資料（第２種）	a)		
	f)		部品表（第４種）	a)		
2	a)		総合系統図	納地ごと各７部	“電波法” 許可申請用図面	契約後１か月以内
	b)		機器別系統図（必要なとき）			
	c)		レベルダイヤグラム（必要なとき）			
	d)		接続図			
	e)		部品表（第１種）			
	f)		その他指定する図面及び資料			
3	a)		総合系統図	納地ごと各２部	1　据付工事用図面 2　これらの資料を含む取扱説明書のある場合は，取扱説明書をもって代えることができる。	同上
	b)	1)	外形図及び機器取付位置			
		2)	外部接続図（端子板など）の細部位置			
		3)	接続要領（線種，端子の種類などを明示するもの）			
		4)	工事において特に留意すべき事項の説明書			
		5)	その他指定する図面及び資料			
4	a)		総合系統図	納地ごと各３部	技術基準適合認定のための提出用図面（必要な時）	契約後２か月以内
	b)		接続図			
	c)		外形図			
	d)		取扱説明書			
	e)		第１種電気通信事業者で指定する図面及び資料			
	f)		その他指定する図面及び資料			
5	－		別に示す場合のほか，第１種電気通信事業者で指定する自営用品認定申請に基づき，第１種電気通信事業者仕様と異なる仕様で製造された機器で必要と認める書類及び図面	同上	同上	同上
6	a)		総合系統図	同上	同上	同上
	b)		機器接続系統図			
	c)		取扱説明書			
	d)		その他指定する図面及び資料			

注[a)] 数量については，１部及び電子化したデータを１部とするほか，個別仕様書等で変更することができる。

なお，電子化したデータは，ＪＩＳ Ｘ ６２８１で提出するものとする。

[b)] 数量については，有害物質等を含有する部品などを有する場合のみ１部及び電子化したデータを１部とする。

7 試験成績書

試験成績書は，次による。

a) 寸法は，ＪＩＳ Ｐ ０１３８のＡ４とする。

b) 表紙は，良好な厚紙などを使用し，とじ方は，左とじとする。

c) 各試験ごとの環境状況及び必要がある場合は，試験回路，測定機器名などを付記する。

附属書Ａ
（規定）
承認用図面等作成要領

A.1　適用範囲

この**附属書Ａ** は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**附属書Ｂ**によるほか，承認用図面等の作成要領について規定する。

A.2　様式

A.2.1　目次

目次は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１**附属書Ｂ**の B.3.3 によるほか，**図** A.1 による。

A.2.2　変更理由書

変更理由書は，**図** A.2 による。

A.2.3　図面の内容

A.2.3.1　図面の種類

図面の種類は，次に示すものとする。ただし，銘柄指定品及び輸入品については，部品表を省略することができる。

a)　系統図

b)　外形図（第１種電気通信事業者仕様による場合は，実装図としてもよい。）

c)　接続図（第１種電気通信事業者仕様による場合は，回路図としてもよい。）

d)　部品表

e)　附属品表・予備品表・調達時添付品表

A.2.3.2　図面の編てつ

図面の編てつは，次による。

a)　図面の編てつの順序は，通常 A.2.3.1 に掲げる順序によるものとする。また，各図面には，一連の葉番号を当該図面の右下に記入する。

b)　図面に関連する必要な文書があれば，関連図面の前にとじ込むものとし，図面に関連のない必要な文書がある場合は，承認願書の次にとじ込むものとする。

c)　見本などのある場合は，図面の後にとじ込むことができる。

A.2.4　図面の記載要領

A.2.4.1　系統図

系統図は，電子機器等又は電子機器等の集合について，その構成要素間の連絡を簡明に表すものとし，一例を**図** A.3 に示す。

A.2.4.2　外形図

外形図は，次による。

a)　外側に取付けられる部品などの状況によって，背面図，反対側面図及び下面図でそれらの部品の取付位置などを表示する。

b)　操作に必要なパネル図面を含めてもよい。

c)　取っ手（ハンドル）その他を含む外形総寸法，外形各部寸法及び装着に必要な取付寸法を記載する。

d)　外形図には，少なくとも次の事項を表示する。

1) 機器の品名及び図面の名称[1)]（**図** A.3 参照）

2) 製造者の図面番号

3) 製造者名

4) 製造工場名[2)]

注[1)] 機器の品名と図面の名称を別行にしてもよい。

[2)] 1 製造工場名は，製造者名と同一の場合は，記載しない。

2 機器の最終担当工場名とする。

A.2.4.3 接続図

接続図は，次による。

a) 接続図は，電子機器等の内部配線を図式記号を用いて，原理的に表した図である。

b) 回路部品（コイル，コンデンサ，抵抗など）は回路記号（番号）と定格値を，機構部品（スイッチ，継電器，接せんなど）は回路記号（番号）を，また，電子管，半導体などは回路記号（番号）と型名をそれぞれ図式記号の位置に付記する。

c) 接続図は，記載を省略することができる。

A.2.4.4 部品表

部品表は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図** 11 によるほか，次による。

a) 電子機器等に使用している部品の性能，規格，使用数量などを記載する。

b) 部品表に記載される部品は，次を基準とし，整備上必要な最小交換単位とする。

1) 電気部品の全部

2) 機械部品（機構部品）は，電気部品に附属するもの，操作及び着脱がしばしば行われるもの並びに使用中に紛失，故障，破損などのおそれがある部品

3) 配線用電線（ケーブル）

4) その他必要なもの

A.2.4.5 附属品表・予備品表・調達時添付品表

個別仕様書等に規定された附属品，予備品又は調達時添付品の内容を示す表であり，記載の様式は，A.2.4.4 に準ずる。

A.3 履歴表

同一電子機器等の承認用図面等を二度目以後提出する場合は，**図** A.4 に示す履歴表を添付するものとし，用紙の大きさは，ＪＩＳ Ｐ ０１３８のＡ４とする。

目　　次

葉番号	図面の標題	図面番号又は符号	備考

注記 1　葉番号欄には，承認を受けようとする図面などに，一連に付けた番号を記載する。
なお葉番号は，通常図面などの右下に記入する。

注記 2　葉番号をＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 6.6 c)に基づき変更して提出する場合には，過去に承認を得たものと同一内容の目次を作成し，変更しようとする図面の葉番号の前に承認を受けようとする回数及び“変”を付けるものとする。記載要領を**例 1**～**例 3** に示す。

例 1　図面などが変更になる場合

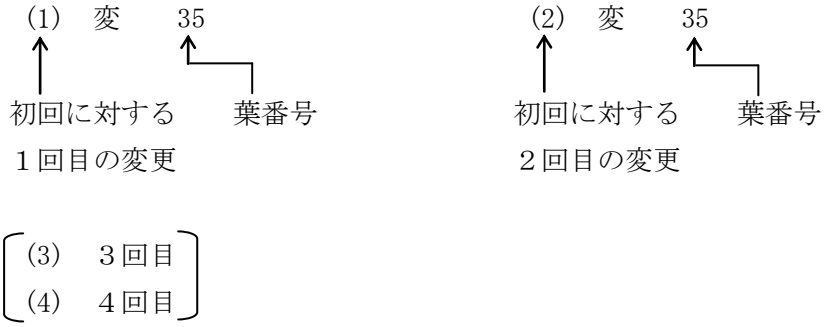

例 2　図面などが変更になり，図面などが増加する場合

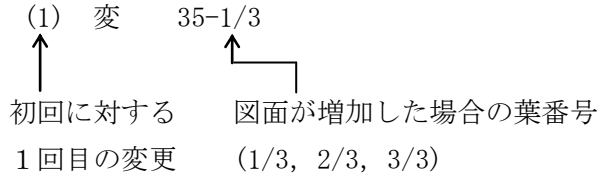

例 3　変更した番号等を赤色調の色で表示するものとする。

図 A.1－目次の様式

変　更　理　由　書

番号[a)]	変更前[b)]		変更後[c)]		変更内容[d)]		理由[e)]	互換性[f)]	注　記
	葉番号	会社図面番号	葉番号	会社図面番号	変更前	変更後			

注記 1　この変更理由書は，初回以後変更のたびに，追加記載するものとする。

注記 2　用紙の大きさは，ＪＩＳ Ｐ ０１３８のＡ３とする。

注記 3　葉番号の記載要領は，**図 A.1** の注記による。

注記 4　構成品の変更（個別仕様書等で規定された場合）の場合は，この理由書は必要としない。

注記 5　変更承認用図面等の提出に先立ち，調達要求元の指示を受けなければならない。

注[a)]　番号は，変更事案ごとに一連に付ける。

[b)]　変更前は，初回及び前回承認図面等の葉番号，会社図面番号とする。

[c)]　変更後は，変更後の葉番号及び会社図面番号とする。

[d)]　変更内容は，変更前後の構造，形状，寸法，規格などの変更部を比較できるように具体的に］詳しく記入する。

[e)]　理由は，具体的に詳しく記入する。

[f)]　互換性は，承認用図面等の一部省略の場合に次の記号で示す。

a)　○　構造，電気的及び機械的互換性を有するもの

b)　△　構造を除き互換性を有するもの

c)　×　互換性のないもの

d)　△又は×の場合は，互換性を有するための条件又は互換性のない理由を，注記欄に具体的に詳しく記入する。

図 A.2－変更理由書

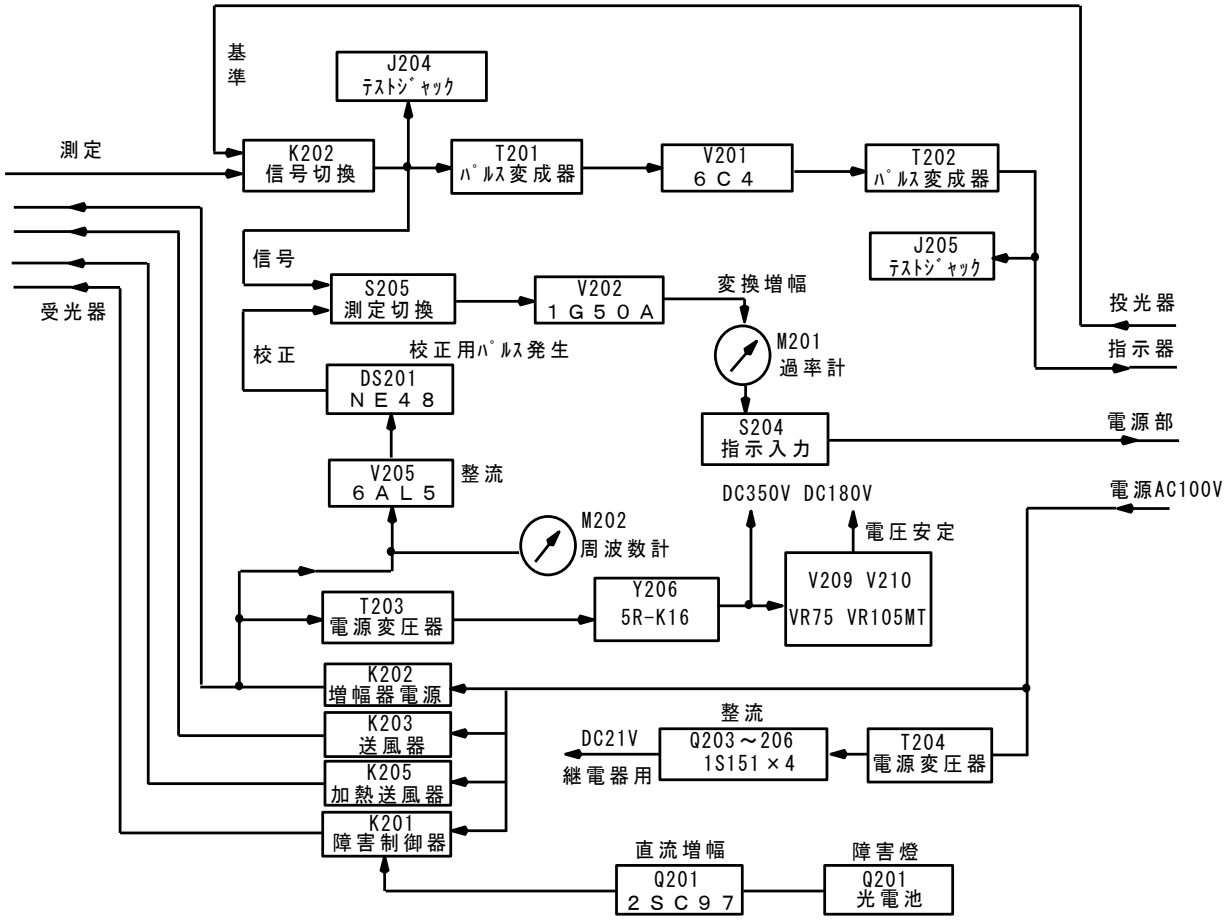

備考				機器名	視程計　ＧＭＬ－○△	尺　度	葉番号
検印				名　称	増幅器　ＧＡＭ－××系統図		
						葉　数	
				図　番	ZA-27-024-A	１／１	

図 A.3－系統図（例）

履　歴　表

番号	調達要求番号	承認番号	承認年月日	備　考
1	1-09-2008-011B-HS-0061	第２３９５４号	平成　　年　　月　　日	原本
2	1-10-2037-011B-HS-0078	第２５６７８号	平成　　年　　月　　日	一部省略

図 A.4－履歴表の様式（例）

附属書Ｂ
（規定）
取扱説明書等作成要領

B.1　適用範囲

この**附属書Ｂ**は，取扱説明書（第２種）及び取扱書（以下，“取扱説明書等”という。）の作成要領について規定する。

B.2　記述体系

記述体系は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**附属書Ｃ**によるほか，**表** B.1 による。

B.3　細部指示

取扱説明書等の原稿作成の細部については，調達要求元又は調達要求元の指定する学校長の指示による。

B.4　構成

取扱説明書等は，通常，表紙，中表紙，目次，本体（取扱説明書等の形式上の主体となる部分で，本文，図，表などから成る。）及び裏表紙から構成される。

なお，取扱説明書における図面の種類は，次による。また，整備資料を取扱説明書と合冊し，整備資料でこれらの図面を使用する場合は，取扱説明書の図面は，省略することができる。

a)　系統図
b)　外形図
c)　接続図（回路図）
d)　配線図（第１種電気通信事業者仕様による場合は，布線図としてもよい。）
e)　機器間配線図
f)　組立図
g)　部品配置図
h)　部品表

B.5　様式

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１**附属書Ｃ**の C.5 による。ただし，取扱説明書の表紙及び中表紙の様式については，　**図** B.7 及び **図** B.8 による。

B.6　取扱説明書原稿

B.6.1　原稿の承認

取扱説明書（第２種）は，その原稿を提出し，調達要求元の承認を得た後作成するものとする。

なお，個別仕様書等の変更などによって，その内容に変更を必要とする場合には，初回提出分の取扱説明書（第２種）の変更版を提出し調達要求元の承認を得るものとする。

B.6.2　原稿の提出

原稿の提出は，通常，機器納入の３か月前までとする。

B.6.3　提出部数

提出部数は，２部とする。

B.6.4　提出場所

提出場所は，指定のない限り，調達要求元とする。

表 B.1－取扱説明書等記述体系

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>1　総則</td><td></td></tr>
<tr><td>1.1　記述の範囲</td><td>使用者に必要な性能，諸元，操作要領及び安全に関する注意事項などについて記述する。</td></tr>
<tr><td>1.2　目的・用途</td><td>使用の目的及び使用の方法について，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>1.3　特徴</td><td>特徴たる項目について，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>1.4　全般的注意事項</td><td>取扱い上の全般的注意事項を，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>1.5　その他</td><td></td></tr>
<tr><td>2　構成</td><td></td></tr>
<tr><td>2.1　全構成品</td><td>主構成品，附属品など含めて外観図又は写真を添付して記述する。</td></tr>
<tr><td>2.2　主構成品</td><td>外観図又は写真を添付するとともに 図 B.1 に準じて記述する。
<table><tr><th>番号</th><th>品　　名</th><th>数量</th><th>規格等</th><th>備</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>図 B.1－構成表（例）</td></tr>
<tr><td>2.3　附属品</td><td>2.2 に準ずる。</td></tr>
<tr><td>2.4　予備品</td><td>2.2 に準ずる。</td></tr>
<tr><td>3　性能・諸元</td><td></td></tr>
<tr><td>3.1　性能</td><td>性能を図 B.2 に準じて記述する。
<table><tr><th>名　　称</th><th>項　　目</th><th>性　　能</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>図 B.2－性能諸元表（例）</td></tr>
</table>

表 B.1－取扱説明書等記述体系（続き）

見　出　項　目	記　　述　　事　　項
3.2　寸法・質量	構成品の形状，寸法及び質量を**図 B.3** に準じて記述する。

名　称	寸法 mm				質量 kg	備考
	高さ	奥行き	幅又は長　さ	径		

図 B.3－寸法表（例）

4　機能	機能，構造及び動作の概要などを，具体的に記述する。
4.1　要旨	相互関係のある構成品などを含めて，系統図などを参考（基準）に記述する。
4.2　機能	構成品，構成部位など動作の概要を系統図又は回路図などを参考（基準）に具体的に記述する。
4.3　動作の概要	接続ケーブルなどを使用する場合の手順について，**図 B.4** に準じて記述する。

名　　称	接　続　箇　所	備　考

図 B.4－ケーブル接続表（例）

5　操作	操作要領及び操作上の注意事項などについて，記述する。
5.1　要旨	
5.2　操作部位の説明	a)　構成品の操作部位と機能を**図 B.5** の様式に準じて記述する。
5.2.1　構成品ごとの説明	b)　操作部位の位置などは，外観図又は写真を添付する。

名　　称	操作部位	機　　能	備　考

図 B.5－操作説明表（例）

表 B.1－取扱説明書等記述体系（続き）

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>5.3　操作要領
5.3.1　普通状況下の操作要領</td><td>操作準備，事前点検，操作，事後点検に区分し，図 B.6 の様式に準じて操作の手順，操作要領，注意事項などを，具体的に記述する。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>手　　順</th><th>要　　領</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 B.6－操作要領表（例）</td></tr>
<tr><td>5.3.2　特殊状況下の操作要領</td><td>寒冷地，酷暑地，積雪地，砂地などに区分し，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>5.3.3　異常状況下の操作要領</td><td>異常故障時の操作要領について，禁止事項，注意事項などを含めて，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>6　受領・保管
6.1　受領時の点検・取扱い・運搬・保管要領</td><td></td></tr>
<tr><td>6.1.1　受領時の点検</td><td>受領時の点検要領について，記述する。</td></tr>
<tr><td>6.1.2　取扱要領</td><td>構成品の取扱要領，禁止事項，注意事項などを，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>6.1.3　運搬</td><td>運搬，注意事項などについて，記述する。</td></tr>
<tr><td>6.1.4　保管要領</td><td>保管要領について，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>6.2　緊急時の破壊要領</td><td></td></tr>
<tr><td>6.2.1　破壊前の注意事項</td><td>破壊前の注意事項を，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>6.2.2　破壊</td><td>破壊要領を，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>6.2.3　処分</td><td>処分要領について，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>7　図面など</td><td>取扱書など本文の説明に必要な接続図などを添付する。</td></tr>
</table>

単位　mm

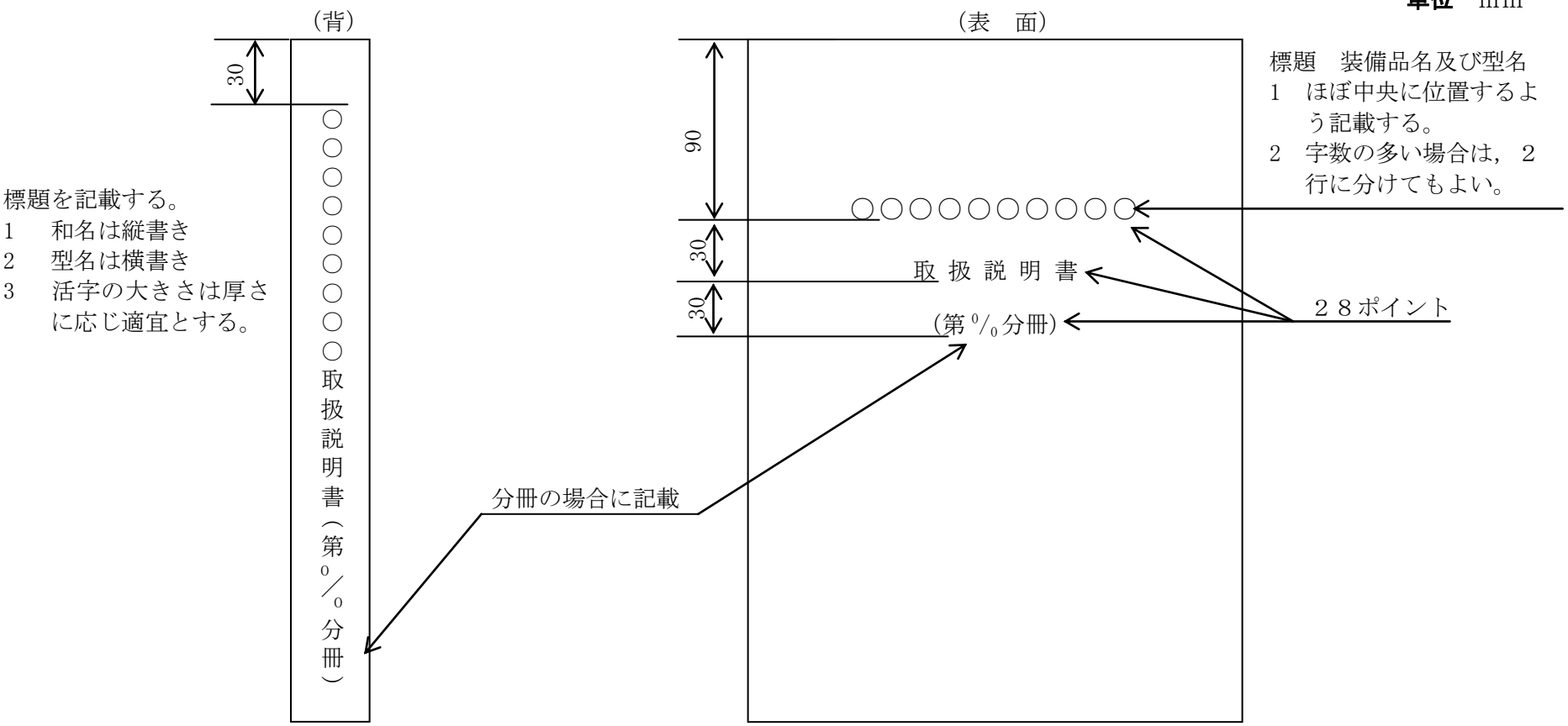

注記 1　文字の位置は，標準を示す。
なお，寸法補助線を横書きでは文字下部まで作図し，また，縦書きでは，文字上部まで作図する。

注記 2　印刷以外の方法の場合の字の大きさは，均衡を失しない程度で適宜とする。

注記 3　印刷の場合は，この図のほか，次による。

a)　活字の書体は，明朝体（数字及び欧文活字は，コンパープレート＝ゴシック＝ライト体）を標準とし，印刷［表紙は，はく（箔）押し。］は，黒色とする。

b)　表紙は，ボール心布レザー（厚さ０．７ ｍｍ）を標準とする。

c)　表紙の色は，物品管理区分別標準色彩を標準とする（ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　**図 4** 参照）。

図 B.7－取扱説明書　表紙の様式

単位　mm

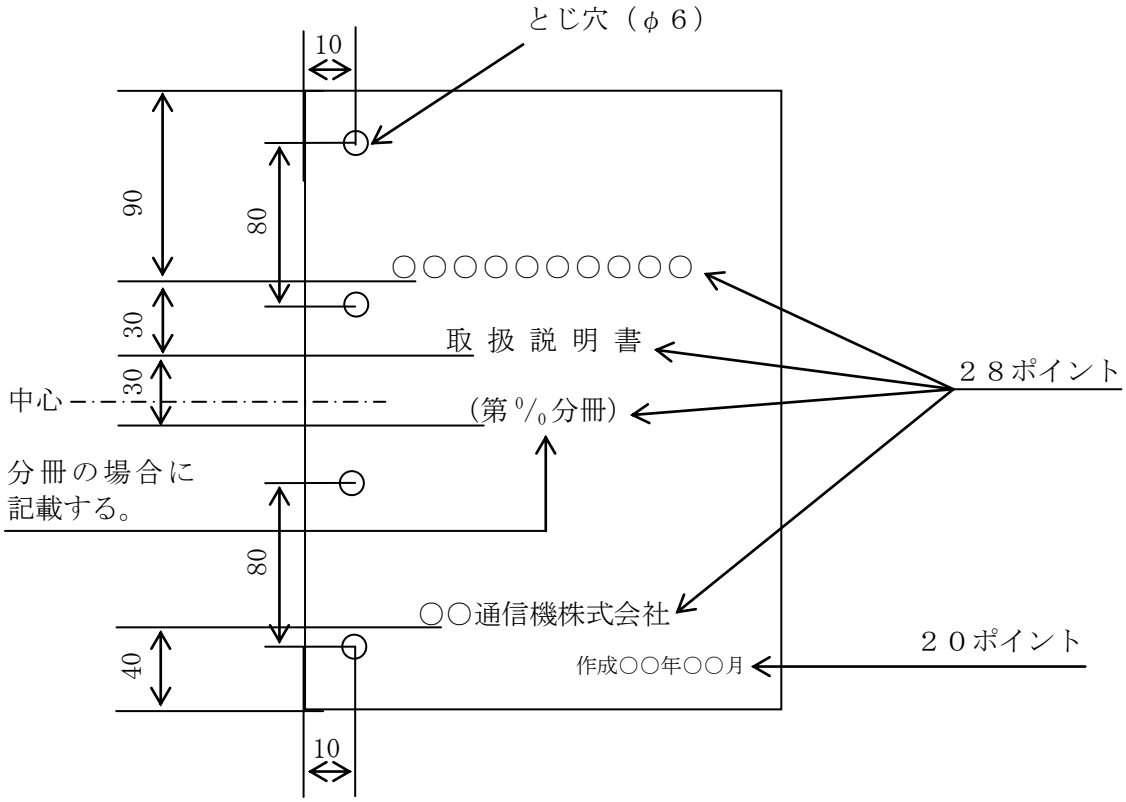

注記 1　文字の位置は，図を標準とする。
なお，寸法補助線を横書きでは，文字下部まで作図し，また，縦書きでは，文字上部まで作図する。

注記 2　印刷以外の方法の場合の文字の大きさは，均衡を失しない程度で適宜とする。

注記 3　中表紙の裏面は，印刷などをしない。

注記 4　印刷の場合は，この図のほか，次による。

a)　活字の書体は，**図 B.7 注記 3 a)**に同じとする。

b)　紙質は，本文と同一（白色）とする。

図 B.8－取扱説明書　中表紙の様式

附属書Ｃ
（規定）
整備資料作成要領

C.1　適用範囲

この**附属書Ｃ**は，整備資料作成要領について規定する。

C.2　記述体系

記述体系は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.2 及び**表** C.1 によるほか，“まえがき”として，目的，取扱上の留意事項，使用上の説明，用語などの説明を記述し，目次の後葉に付けるものとする。

C.3　構成

C.3.1　一般的事項

整備資料は，通常，表紙，中表紙，目次，まえがき，本体（整備資料の形式上の主体となる部分で，本文，図，表などから成る。）及び裏表紙から構成される。ただし，整備資料を取扱説明書に合冊する場合は，表紙及び裏表紙は，省くものとする。

C.3.2　図面の種類

図面の種類は，次によるものとする。

a)　外観図
b)　系統図
c)　接続図（回路図）
d)　配線図（布線図）
e)　総組立図
f)　部分組立図
g)　その他（必要な図面など）

C.3.3　図面の記載要領

C.3.3.1　外観図

外観図は，次によるものとし，一例を **図** C.13 に示す。

a)　外観図は，当該装備品の背景を消した鮮明な写真又はイラスト（鳥瞰図を基準）とする。
b)　ページ中央にバランスよく割付ける。
c)　同系列の器材が複数あり，数種類の外観図を掲載する必要がある場合は，１ページに１器材を基準として，数ページにわたり掲載する。この場合，各器材の外観図の大きさに著しい差異があってはならない。

C.3.3.2　系統図

系統図は，電子機器等又は電子機器等の集合について，その構成要素間の連絡を簡明に表すものとし，一例を **図** C.14 に示す。

C.3.3.3　接続図（回路図）

接続図は，次による。

a)　接続図は，電子機器等の内部配線を図式記号を用いて，原理的に表した図である。
b)　回路部品（コイル，コンデンサ，抵抗など）は回路記号（番号）と定格値を，機構部品（スイッチ，継電器，接せんなど）は回路記号（番号）を，また，電子管，半導体などは回路記号（番号）

と型名をそれぞれ図式記号の位置に付記する。

C.3.3.4　配線図（布線図）

配線図は，次による。

a)　配線図は，電子機器等の内部配線を部品の実体図又は図式記号を用いて実際的に表した図及び機器間の配線を実際的に表した図である。

b)　使用電源の使用内訳及び色彩並びに端子，接せんなどの符号，使用区分などを記入する。

c)　簡単な機器にあっては，配線図と系統図を併せて作成してもよい。

C.3.3.5　総組立図・部分組立図

総組立図及び部分組立図は，次による。

a)　組立図は，主な部分の装着状況が明らかに分かるように示す。

b)　機械的部分によって組立てられた構造部分については，その組立状況が分かるように示す。ただし，製造工場以外で分解してはならないものについては，調達要求元と調整の上省略することができる。

C.4　様式

様式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.2 によるものとし，電子データは，文書作成ソフト（ Microsoft Word [1)]）を使用して作成するものとする。

注 [1)]　“Microsoft Word”は，Microsoft 社が供給する製品である。この情報は，この規格の利用者の便宜を図って記載するもので，この製品を推奨するものではない。同じ結果が得られる場合は，これと同等の他のものを使用してもよい。

C.5　記述要領

記述要領は，　**表** C.1 及び**表** C.2 による。

C.6　整備資料原稿

C.6.1　原稿の承認

整備資料は，その原稿を提出し，補給統制本部の承認を得た後作成するものとする。

なお，個別仕様書等の変更などによって，その内容に変更を必要とする場合には，初回提出分の整備資料の変更版を提出し，補給統制本部の承認を得るものとする。

C.6.2　原稿の提出

原稿の提出は，通常，電子機器等納入の３か月前までとする。

C.6.3　提出部数

提出部数は，２部とする。

C.6.4　提出場所

提出場所は，補給統制本部とする。

表 C.1－整備資料（第２種）記述体系

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>1　外観図</td><td>主構成品，附属品などを含めた外観図を添付する。</td></tr>
<tr><td>2　総説</td><td>器材の特性・構成，主要諸元，安全事項などについて，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>2.1　要旨</td><td>記述の範囲について，記述する。</td></tr>
<tr><td>2.2　器材の特性・構成</td><td>使用の目的，使用の方法及び特徴たる項目について，具体的に記述する。
主構成品，附属品などを図 C.1 に準じて記述する。

<table><tr><th>番号</th><th>品　　名</th><th>数量</th><th>規格等</th><th>備　考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>図 C.1－構成表（例）</td></tr>
<tr><td>2.3　主要諸元</td><td>性能を 図 C.2 に準じて記述する。

<table><tr><th>名　　称</th><th>項　　目</th><th>性　　能</th><th>備　考</th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>図 C.2－主要諸元表（例）</td></tr>
<tr><td>2.4　器材番号</td><td>機器の総合名称，型式番号及び部品番号の表示位置を図（写真）などを使用して，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>2.5　安全事項</td><td>取扱い上の全般的注意事項を，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>3　構造・機能</td><td>機能，構造及び動作の概要などを，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>4　整備要領</td><td>部隊における予防整備，故障整備などについて，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>4.1　概説</td><td>整備実施上の留意事項，特殊工具，整備用具などについて，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>4.1.1　要旨</td><td>記述の範囲について，記述する。</td></tr>
<tr><td>4.1.2　整備実施上の留意事項</td><td>整備を実施するときに必要な注意事項，着意事項などについて，記述する。</td></tr>
</table>

表 C.1－整備資料（第２種）記述体系（続き）

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>4.1.3　特殊工具</td><td>a)　予防整備及び部隊整備上必要とする特殊な工具を列挙し，これらの規格及び使用上の注意事項を記述する。ただし，附属品及び装備しているものを指定する。
b)　記述の様式は，図 C.3 による。

<table>
<tr><th>番号</th><th>品　名</th><th>諸元[a)]</th><th>適合用具</th><th>用途[b)]</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注[a)]　整備を実施する場合に必要な整備用具の主要（使用時）な規格を記述する。
[b)]　整備用具の主要な用途，使用上注意する事項などについて記述する。

図 C.3－特殊工具一覧表（例）</td></tr>
<tr><td>4.1.4　整備用具</td><td>a)　予防整備及び部隊整備上必要とする工具，測定器などを列挙し，これらの規格及び使用上の注意事項を記述する。ただし，附属品及び装備しているものを指定する。
b)　記述の様式は，図 C.3 による。</td></tr>
<tr><td>4.2　予防整備</td><td>予防整備周期基準，作業要領などについて，具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>4.2.1　要旨</td><td>記述の範囲について，記述する。</td></tr>
<tr><td>4.2.2　予防整備周期基準</td><td>予防整備の周期基準について記述する。記述の様式は，図 C.4 による。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>周　期</th><th>担任部隊</th><th>処　置</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 C.4－予防整備周期基準表</td></tr>
<tr><td>4.2.3　消耗部品</td><td>機器の機能上，適宜交換すべき消耗部品について記述する。記述の様式は，図 C.5 による。

<table>
<tr><th>番号</th><th>品　　名</th><th>実施要領</th><th>処　置</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 C.5－消耗品一覧表（例）</td></tr>
</table>

表 C.1－整備資料（第２種）記述体系（続き）

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>4.2.4　給油脂</td><td>給油又は給脂する必要があるものについて，その部位，種類，点検，交換周期などを図（写真）などを使用して記述する。記述の様式は，図 C.6 による。

<table>
<tr><th>番号</th><th>部位</th><th>種類 a)</th><th>実施要領</th><th>点検・交換周期</th><th>備考 b)</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注 a)　ＪＩＳ，ＮＤＳ，ＤＳＰにある規格を記述する。
b)　給油，給脂などのときの注意事項を記述する。
図 C.6－給油脂等基準表</td></tr>
<tr><td>4.2.5　Ａ・Ｂ整備の作業要領</td><td>記述内容は，表 C.2 による。</td></tr>
<tr><td>4.2.6　Ｃ整備の作業要領</td><td>記述内容は，表 C.2 による。</td></tr>
<tr><td>4.2.7　定期交換部品</td><td>a)　機器の機能上又は安全上交換することが必要なものについて，その品名及び交換時期を図（写真）などを使用して，記述する。
b)　記述の様式は，図 C.7 による。

<table>
<tr><th>番号</th><th>品　　名</th><th>交換時期</th><th>実施要領</th><th>備考 a)</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注 a)　部品交換のときの注意事項などを記述する。
図 C.7－使用許容限度基準表</td></tr>
<tr><td>4.3　故障整備</td><td>視覚点検，機能点検，故障探究，分解・結合要領，部品交換などについて，記述する。</td></tr>
<tr><td>4.3.1　要旨</td><td>記述の範囲について，記述する。</td></tr>
<tr><td>4.3.2　視覚点検</td><td>視覚などによって故障部位又は故障箇所を発見する方法，要領などについて具体的に記述する。記述の様式は，図 C.8 による。

<table>
<tr><th>番号</th><th>部　位</th><th>点　検　項　目</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 C.8－視覚点検表</td></tr>
</table>

表 C.1－整備資料（第２種）記述体系（続き）

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>4.3.3　機能点検</td><td>機器を準備状態から作動させることによって，故障部位又は故障箇所を発見する方法，要領などについて，具体的に記述する。記述の様式は，図 C.9 による。

<table>
<tr><th>操作区分</th><th>項目番号</th><th>操　作</th><th>動作又は状態</th><th>正常指示等</th><th>処　置</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 C.9－機能点検表</td></tr>
<tr><td>4.3.4　故障探求</td><td>a)　故障の徴候及び状況を知ることによって，故障部位又は故障箇所の探究を迅速かつ容易にできるよう故障探究法を記述する。
b)　記述の様式は，図 C.10 又はフローチャートによるものとし，必要に応じ構成品ごとに記述する。
<table>
<tr><th>番号</th><th>故障状況 a)</th><th>予想される故障部位（箇所）</th><th>処　置</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注 a)　できる限り細分化するとともに，機器に装着されている計測器の指示又は調節器などの位置についても記述する。
図 C.10－故障探究表</td></tr>
<tr><td>4.3.5　分解・結合要領
4.3.6　部品交換</td><td>故障機器の分解方法及び組立方法について，具体的に記述する。
部品交換の要領(締め付け，調整などを含む。)を具体的に記述する。</td></tr>
<tr><td>5　検査

5.1　要旨
5.2　目視検査</td><td>機器（構成品を含む。）を修理した後の検査について目視検査及び性能検査に分けて，それぞれの規定（値）方法などを記述する。
記述の範囲について，記述する。
正しく組立て及び結合されているかを目視などによって確認するための全般的な検査項目を記述する。記述の様式は，図 C.11 による。
<table>
<tr><th>番号</th><th>部　位</th><th>検　査　項　目</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 C.11－目視検査表</td></tr>
</table>

表 C.1－整備資料（第２種）記述体系（続き）

<table>
<tr><th>見　出　項　目</th><th>記　　述　　事　　項</th></tr>
<tr><td>5.3　性能検査</td><td>機器が正しく調整され作動するか（機能点検表に記載した事項について，機器を操作し完全に動作するか）を確認するための全般的な性能検査を記述する。記述の様式は，図 C.12 によるものとする。

<table>
<tr><th>番号</th><th>項目及び規定値</th><th>実　施　要　領</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
図 C.12－性能検査表</td></tr>
</table>

表 C.2－予防整備の作業要領の記述内容

1　目的

使用部隊等が装備品等を常に良好な状態に維持し，故障発生を未然に防止するため，定期的又は使用の都度点検，清掃，給油給脂，調整，交換及び試験などを実施する。

2　作業要領

使用部隊等の使用者及び整備員は，当該装備品等の予防整備を実施する場合は，整備実施規定で示されるまでの間，次の項目に従って点検し，その結果を予防整備作業用紙に記録する。

予防整備区分	項　　目		実施要領	処置[a)]
A整備	A－1 A－2 A－3 A－4 A－5 A－6 A－7 A－8	外観点検・手入れ 設置状態・動作点検 操作部位の点検・手入れ コード，アンテナなどの点検・手入れ 外部ねじ類の締め付け 給油脂などの点検 構成品などの過不足の点検 （項目を記述する。）	左記の項目について，具体的に実施要領を記述する。	
B整備	B－1 B－2 B－3 ～ B－10	接続部・結合部の点検・手入れ 動作試験 （項目を記述する。）	（　同　上　）	
C整備	C－1 C－2 C－3 ～	（項目を記述する。）	（　同　上　）	
注[a)]　整備作業の判定及び不良箇所の処置又は注意事項を記述する。				

3　予防整備区分及び項目の説明

3.1　A整備

当該機器を保有する部隊等の使用者が使用の都度（前，中，後）実施する予防整備をいう。

a)　A－1　外観点検・手入れ　機器について，総合的な見地から外観の変形，破損，亀裂などの有無，全般的な塗装などの点検及び外面外部の清掃手入をいう。

b)　A－2　設置状態・動作点検

1)　設置状態　機器の設置されている状態における取付けの緩み，架台のかん合の点検をいう。

2)　動作点検　運用上必要最小限の総合的な動作点検をいう。

c)　A－3　操作部位の点検・手入れ　機器のパネル面などの通常操作者の手に触れる箇所についての取付状態及び動作の点検をいう。

表 C.2－予防整備の作業要領の記述内容（続き）

d) Ａ－４　コード，アンテナなどの点検・手入れ　機器入組みの接続コード，アンテナなどについての外形上の点検及び手入れをいう。

e) Ａ－５　外部ねじ類の締め付け　機器外面に出ているねじ，ファスナ，ロック用機構などの締め付け及び固定状態の点検をいう。

f) Ａ－６　給油脂などの点検　機器の機構部分の給油，給脂，冷却水，燃料などの状態の点検をいう。

g) Ａ－７　構成品などの過不足の点検　機器の構成品，附属品，予備品などについて，補給カタログ通Ｂ“セット内容品目表”（補給カタログ通Ｂ未制定の場合は，受領明細書，取扱説明書等による。）などに基づく点検をいう。

h) Ａ－８以下　当該機器で実施すべきＡ整備の点検項目

3.2　Ｂ整備

当該機器を保有する部隊等の使用者が，“陸上自衛隊整備規則”第６条別紙第２に定める周期で実施する予防整備をいう。

a) Ｂ－１　接続部・結合部の点検・手入れ　機器の電気的及び機械的な接続箇所並びに結合部分の状態（かん合状態を含む。）などの点検及び手入れをいう。

b) Ｂ－２　動作試験　Ａ－２で実施した点検項目以外の必要な動作試験をいう。

c) Ｂ－３以下　当該機器で実施すべきＢ整備の点検項目

3.3　Ｃ整備

野整備部隊等の整備員が“陸上自衛隊整備規則”第６条別紙第２に定める周期によって実施する整備をいう。ただし，航空器材などは使用部隊の整備員が実施する。

Ｃ－１以下　当該機器で実施すべきＣ整備の点検項目

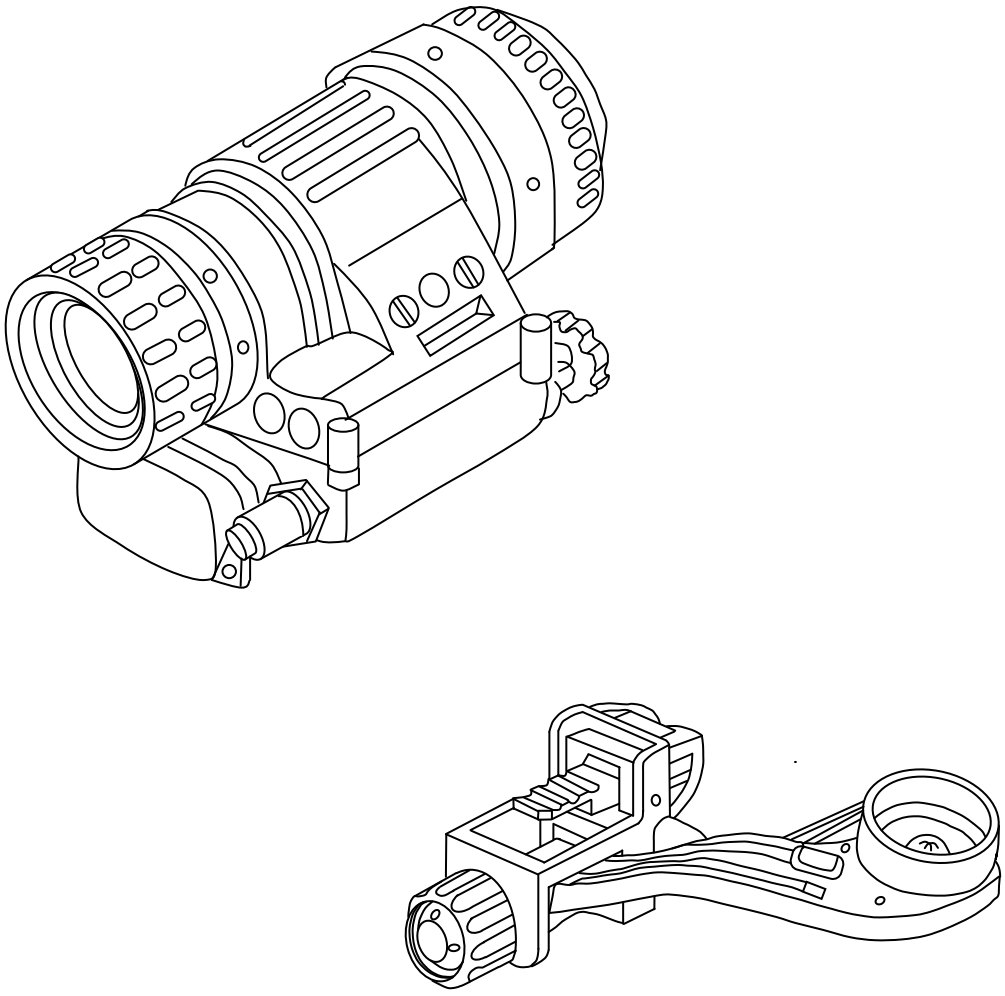

図 C.13－外観図（例）

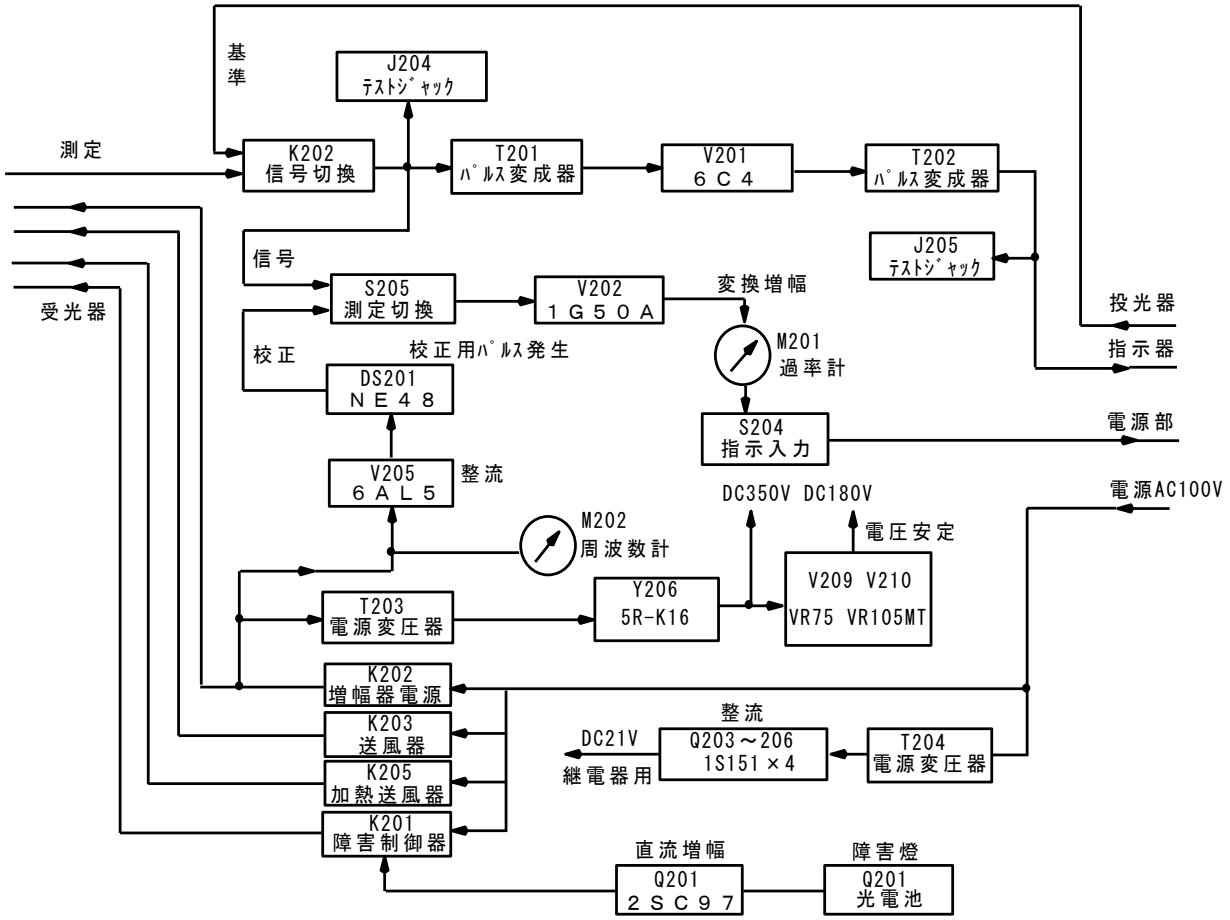
基準
J204
ﾃｽﾄｼﾞｬｯｸ
測定
K202
信号切換
T201
ﾊﾟﾙｽ変成器
V201
６Ｃ４
T202
ﾊﾟﾙｽ変成器
J205
ﾃｽﾄｼﾞｬｯｸ
投光器
指示器
信号
S205
測定切換
V202
１Ｇ５０Ａ
変換増幅
受光器
校正
校正用ﾊﾟﾙｽ発生
M201
過率計
DS201
ＮＥ４８
S204
指示入力
電源部
V205
６ＡＬ５
整流
電源AC100V
DC350V DC180V
M202
周波数計
電圧安定
T203
電源変圧器
Y206
5R-K16
V209 V210
VR75 VR105MT
K202
増幅器電源
整流
K203
送風器
DC21V
継電器用
Q203～206
1S151×4
T204
電源変圧器
K205
加熱送風器
K201
障害制御器
直流増幅
障害燈
Q201
２ＳＣ９７
Q201
光電池

図 C.14－系統図（例）

附属書Ｄ
（規定）
部品表（第４種）作成要領

D.1　適用範囲

この**附属書**Ｄは，部品表（第４種）の作成要領について規定する。

D.2　記述体系

この部品表は，電子機器の構成品目及び部隊整備用の部品の品目識別並びに保有定数などについて記述する。

D.3　構成

表紙，中表紙，本体（イラスト及び部品表から成る。）索引表及び裏表紙から構成される。ただし，部品表（第４種）を取扱説明書に合冊する場合は，表紙及び裏表紙は省くものとする。

D.4　様式

D.4.1　大きさ

大きさは，ＪＩＳ Ｐ ０１３８のＡ４を標準とする。

D.4.2　用紙

用紙は，ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５の2.1による。

D.4.3　印刷色

印刷色は，ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５の2.2.2 による。

D.4.4　製版方式

製版方式は，ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５の2.2.1 による写真製版とする。

D.4.5　製本要領

製本要領は，ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５の2.3によるが，表紙はくるまない。

D.4.6　とじ穴

とじ穴は，ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５の**図**１による。

D.4.7　表紙及び裏表紙

表紙及び裏表紙は，ＨＬＴ－Ｃ－Ｚ０００００５の**図**１及び**図**２ の例による。

D.4.8　中表紙

中表紙は，　**図** D.1の例による。

D.4.9　本体

本体は，　**図** D.2及び**図** D.3 の例による。

D.4.10　索引表

索引表は，　**図** D.4 の例による。

D.4.11　原稿作成ソフト

原稿作成ソフトは，作成する原稿が文書形式の場合は文書作成ソフト（Microsoft Word[1)]），表形式の場合は表計算ソフト（ Microsoft Excel[1)]），文書形式と表形式が混合する場合は文書作成ソフト（Microsoft Word[1)]），イラスト及び写真の場合は拡張子を bmp，tif，jpg のいずれかを使用し，作成するものとする。

注 1) “Microsoft Word”及び“Microsoft Excel”は，Microsoft 社が供給する製品である。この情報は，この規格の利用者の便宜を図って記載するもので，この製品を推奨するものではない。同じ結果が得られる場合は，これと同等の他のものを使用してもよい。

D.5 記述要領

D.5.1 記載項目

記載項目は，通常，官側が指示する品目及び整備段階区分表に使用部隊等交換と指定された部品，使用部隊等が整備を行うのに必要な部品など（以下，“交換部品”という。）とする。

D.5.2 編集の区分・順序

編集の区分及び順序は，記載品目を構成品又は構造，機能上及びイラスト（写真）作成上から各ブロックに区分し，部品などの所属部位関連が明らかになるように展開する。この場合，同一区分内の同一物品番号の品目は，必要な場合を除き，まとめて記入する。

D.5.3 本体の記載

D.5.3.1 索引番号

索引番号は，図番・品番とし，品番はイラスト又は写真に交換部品として番号を付したものを記入する。ただし，部品記号によることができるものについては，品番欄への記入を省略する。

D.5.3.2 物品番号及び品目名

物品番号及び品目名は，官側の示したものを記入する。

D.5.3.3 品名

品名は，個別仕様書，承認図面等に示された品名を記入する。

D.5.3.4 規格等

規格等は，定格，部品番号，寸法などを記入する。

D.5.3.5 適用機器区分

製造年度などによって内容に相違のある場合，製造年度などの区分ごとに“A”からアルファベット順の記号を付して区分する。この場合，速やかに相違に関する説明を付して官側に提出するものとする。

D.5.3.6 単位

記載した部品などについて，その単位を**表 D.1** によって記入する。

D.5.3.7 数量

数量は，当該イラストに示した品目の数量を記入する。

D.5.3.8 イラスト及び写真

イラスト及び写真は，使用者が当該交換部品の“形態”，“取付位置”などを知り補給整備が容易に行えることを目的として**図 D.2** の例によって作成する。

D.6 部品表（第４種）原稿

D.6.1 原稿の承認

部品表（第４種）は，その原稿を提出し補給統制本部の承認を得た後作成するものとする。

なお，個別仕様書等の変更などによって，その内容に変更を必要とする場合には，初回提出分の部品表（第４種）の変更版を提出し，補給統制本部の承認を得るものとする。

D.6.2 原稿の提出

原稿の提出は，通常，電子機器等納入の３か月前までとする。

D.6.3　提出部数

提出部数は，２部とする。

D.6.4　提出場所

提出場所は，補給統制本部とする。

表 D.1－単位表

単　　位	コード		単　　位	コード	
ミリメートル	M	M	巻	S	P
センチメートル	C	M	束	B	N
メートル	M	T	袋	B	G
インチ	I	N	びん	B	T
フィート	F	T	木箱	B	X
マイル	M	L	箱	C	A
ヤード	Y	D	ボール箱	C	T
リットル	L	I	カード	C	D
キロリットル	K	L	缶	C	N
クォート	Q	T	ドラム	D	R
ガロン	G	L	ダース	D	Z
グラム	G	M	グロス	G	R
１００グラム	H	G	つぼ	P	T
キログラム	K	G	管	T	B
ポンド	L	B	ロール	R	O
食	R	A	梱	P	K
トン	T	N	ハンドレット	H	D
オンス	O	Z	キット	K	T
平方メートル	S	M	機（航空機）	P	L
平方デシメートル	S	D	ミリベクトル	M	B
平方フィート	S	F	ベクトル	B	Q
立方センチメートル	C	C	人	P	S
立法メートル	M	3	時間	T	M
個（着・連・冊・包・発・両等）	E	A	年	Y	R
セット	S	T	月	M	N
台	U	N	日	D	Y
組	P	R	人時	M	H
本	P	C	人日	M	D
枚	S	H	一部	B	U

単位　mm

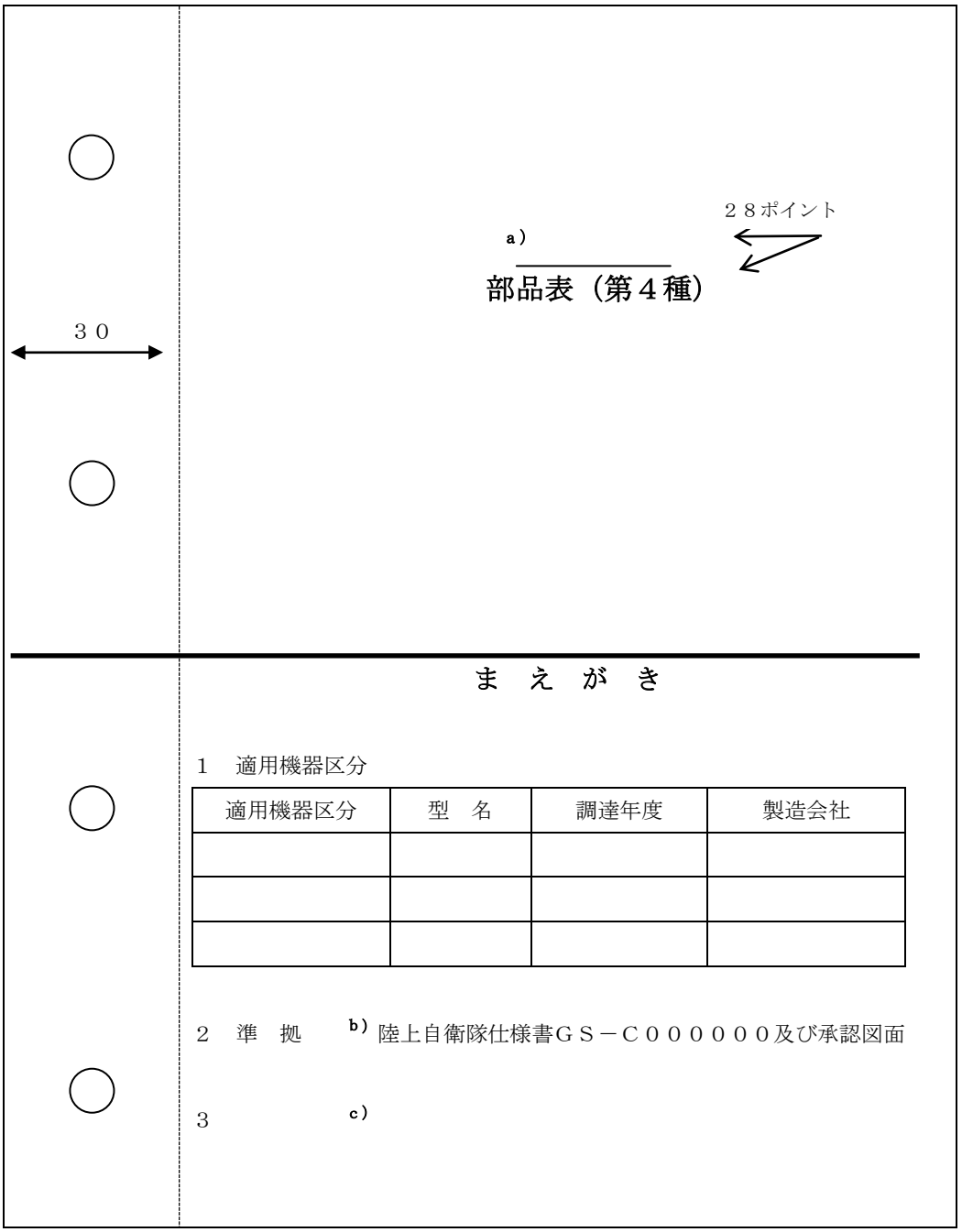

注記 1　活字の書体は，**図 b.7 注記 3 a)**に同じとする。

注記 2　寸法は，標準を示す。

注[a)]　器材の名称・型式番号を記入する。字数の多い場合は，２行に分けてもよい。

[b)]　仕様書番号などを記入する。

[c)]　補足事項がある場合は，記入する。

図 D.1－中表紙の様式（例）

a) **図**○－○○○○装置 J ○○○－○

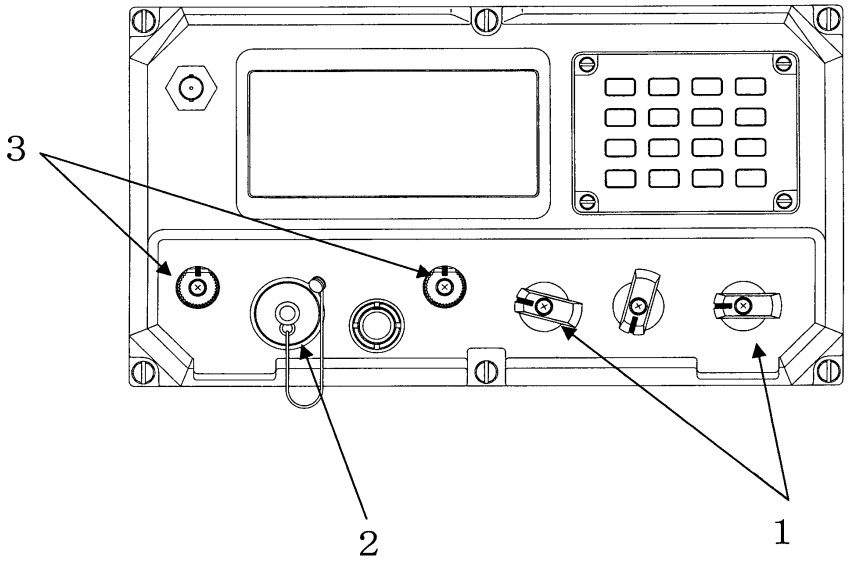

b)

注 a) 表題を記入する。

b) ページ数は，常に偶数ページから始まるように編集する。

図 D.2－**本体（イラスト）の様式**（例）

単位　mm

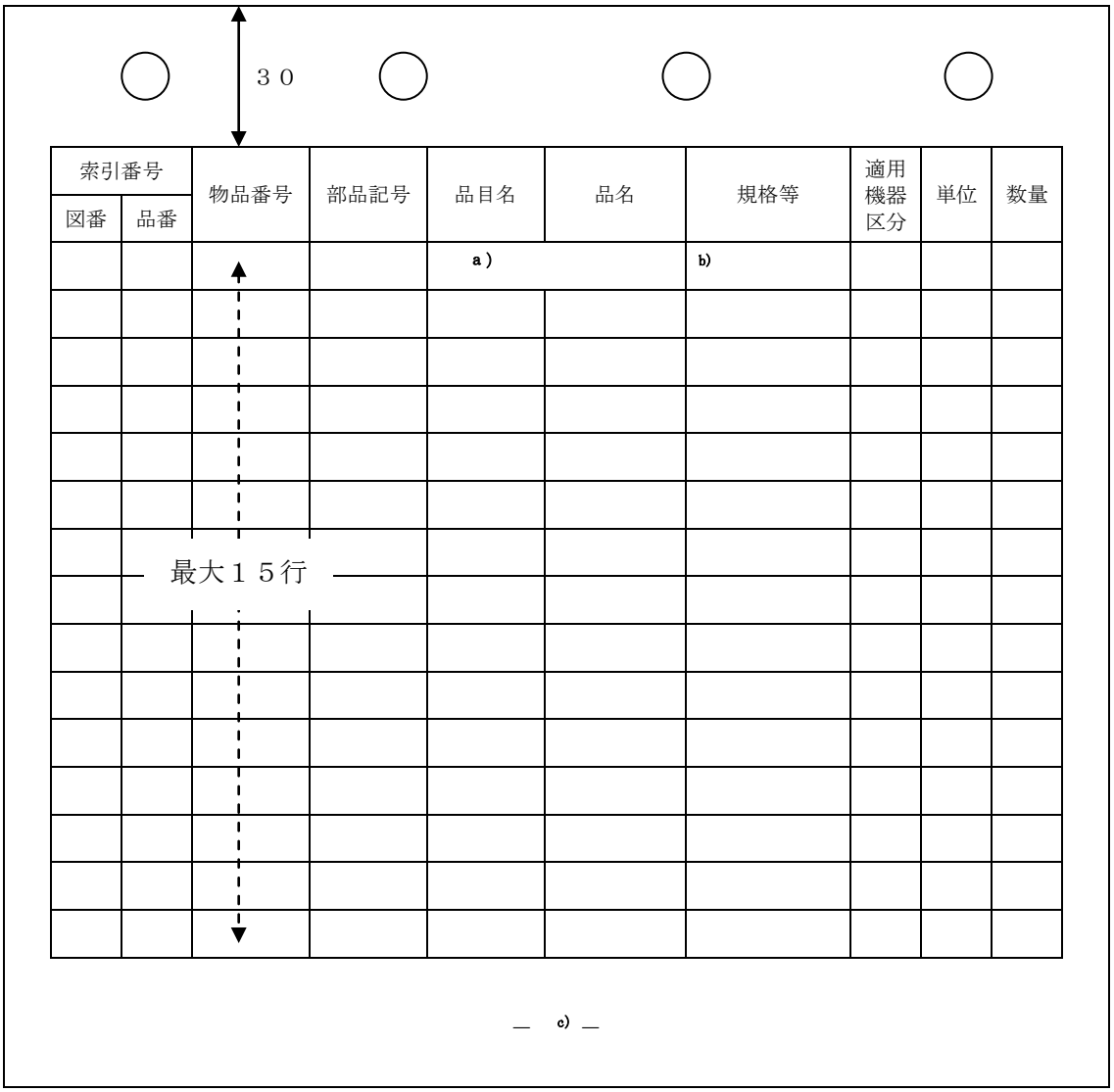

注記　寸法は，標準を示す。

注a)　表題を記入する。（○○○○装置Ｊ○○○－○）

b)　左上段に製造者記号または製造者名を記載する。

c)　ページ数は，常に奇数ページから始まるように編集する。

図 D.3－本体（部品表）の様式（例）

単位　mm

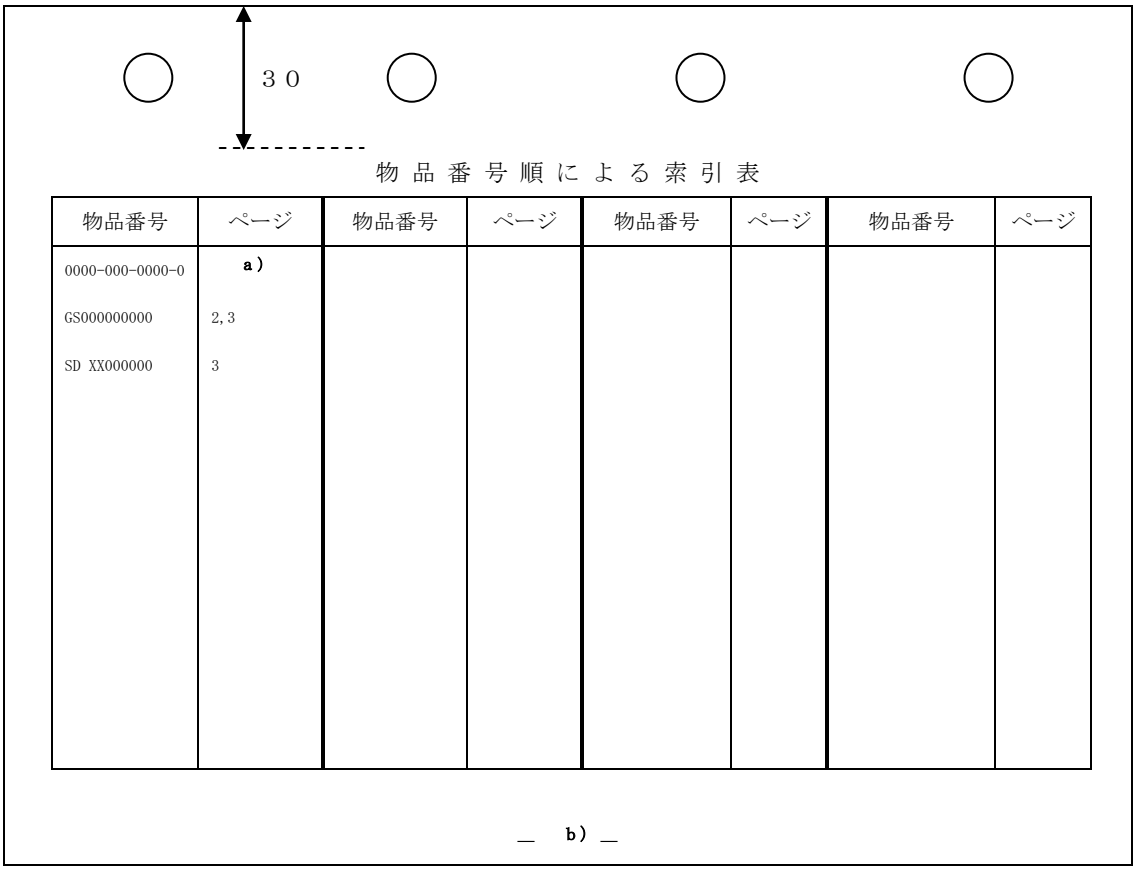

注記　寸法は，標準を示す。

注[a)]　ページ欄には，ページ数の小さい順に部品表に使用されている全ページを記入する。

[b)]　ページ数は，常に奇数ページから始まるように編集する。

図 D.4－索引表の様式（例）

附属書Ｅ
（規定）
技術資料作成要領

E.1　適用範囲

この**附属書Ｅ**は，技術資料の作成要領について規定する。

E.2　様式

E.2.1　一般的事項

技術資料の様式は，**附属書Ａ**の A.2 による。ただし，図面の種類及び記載事項は E.2.2 及び E.2.3 によるものとする。

E.2.2　図面の種類

図面の種類は，次による。

a)　系統図[1)]

b)　外形図（実装図）

c)　接続図（回路図）[1)]

d)　配線図（布線図）[1)]

e)　総組立図

f)　部分組立図

g)　部品表[2)]

h)　部品図

i)　部品諸元（部品図と別葉の場合）

j)　附属品図，予備品図，調達時添付品図

k)　附属品表，予備品表，調達時添付品表[2)]

注[1)]　**附属書Ｃ**の C.3.2 と同一である。

[2)]　**附属書Ａ**の A.2.3.1 と同一である。

E.2.3　図面の記載要領

E.2.3.1　系統図

系統図は，**附属書Ｃ**の C.3.3.2 による。

E.2.3.2　外形図

外形図は，**附属書Ａ**の A.2.3.1 によるほか，次による。

a)　外側に取付けられる部品の状況によって，背面図，反対側面図及び下面図でそれらの部品の取付位置などを表示する。

b)　操作に必要なパネル図面を含めてもよい。

c)　取っ手（ハンドル）その他を含む外形総寸法，外形各部寸法及び装着に必要な取付寸法を記載する。

d)　組立図を兼ねようとする場合は，適宜の位置に外箱及び取付部品について，次の事項を記載する。ただし，やむを得ない場合には別葉に記載し，外形図の次にとじる。この場合の図面番号は，外形図番号と関連させて付ける。

1)　番号

2)　部品及び品名

3) 処理（表面処理，塗装種類など）

4) 規格など（ＩＳＯ，ＩＥＣ，ＪＩＳ，ＮＤＳ，ＤＳＰなどの記号，名称又は規格のない部品にあっては部品図の図面番号）

5) 備考

e) 外形図には，少なくとも次の事項を表示する。

1) 機器の品名及び図面の名称[3]（**図** E.1 参照）

2) 製造者の図面番号

3) 製造者名

4) 製造者工場名[4]

注[3] 機器の品名と図面の名称を別行にしてもよい。

[4] 1 製造者工場名は，製造者名と同一の場合は，記載しない。

2 機器の最終担当工場名とする。

備考				機器名	視程計ＧＭＬ－○○	尺度	葉番号
検印				名　称	増幅器ＧＡＭ－△△系統図		
						葉数	
				図　番	ZA-27-024-A	１／１	

図 E.1－**標題欄**（例）

E.2.3.3 接続図（回路図）

接続図は，**附属書**Ｃの C.3.3.3 によるほか，E.2.3.2 e)に準じて記載する。

E.2.3.4 配線図

配線図は，**附属書**Ｃの C.3.3.4 による。

E.2.3.5 総組立図・部分組立図

総組立図及び部分組立図は，次によるほか，**附属書**Ｃの C.3.3.5 による。

a) 機器の組立図には，外形寸法及び取付寸法を記載する。ただし，部品の位置の寸法については，この限りでない。

b) 組立図の記載事項は，E.2.3.2 e)に準じて記載する。ただし，主な部品図形には，回路記号（番号）を付与する。

E.2.3.6 部品図

部品図は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 7.3 d)によるほか，次による。

a) 部品が制式，防衛省仕様書，防衛省規格，日本工業規格及び各工業会標準による場合は，部品図を省略できる。

b) 部品図は，部品諸元[規格（仕様），接続（配線），部品諸元表又は回路定数表，その他]を同一紙面に記載するものとする。ただし，複雑な部品は，諸元を別葉にしてもよい。
なお，組部品は，外形図，規格，接続図，部品諸元表又は回路定数表，部分組立図（部品配置図）などを記載する。

c) 部品図の記載例は，**図** E.2 による。その内容は，当該機器に装着して完全に互換性を有する必要な構造並びに電気的及び機械的性能条件を記載する。

d) 部品の形状は，通常，三角図法をもって示し，外形寸法，取付寸法，各部名称，構成材料及び処理について記載する。

e) 部品図は，なるべく部品の構造を示すように記載する。

f) 部品図において製造者の秘密のため記載できない項目は，部品表の備考欄にその旨を記し，省略することができる。ただし，規格番号及び図面番号は省略できない。

g) 部品製造者で作成した部品図の記載事項が不十分である場合には，機器製造者は別に補足事項を記載した図面を付加することによって承認を受けることができる。この場合，付加した図面の図面番号は，機器製造者の番号とする。

なお，輸入部品については，この項を準用する。

h) 部品図には，適宜の位置に少なくとも次の事項を表示する。

1) 部品の品名

2) 部品製造者の形名番号又は図面番号その他公的規格番号

3) 部品製造者名

E.2.3.7 附属品図・予備品図・調達時添付品図

附属品図，予備品図及び調達時添付品図は，E.2.3.6 を準用する。

類別対象装備品等	器 材 名	○○○無線機Ｊ○○－○
	製造者名	○○○○株式会社
類別対象品　目	品　　名	○○電源
	製造者名	△△△△株式会社
	部品番号	ＰＷ－１２３Ａ
項　　目	内　　容	
用　　途	○○○無線機へ電源を供給するために使用する。	
性能諸元	定格電圧出力：○○○Ｖ 最大出力電力：○○○Ｗ 負荷抵抗：○○Ω±○％ 質量：○○ｇ	
材　　質	カバー部：ステンレス	
形　状 及び 寸　法	**単位**　ｍｍ 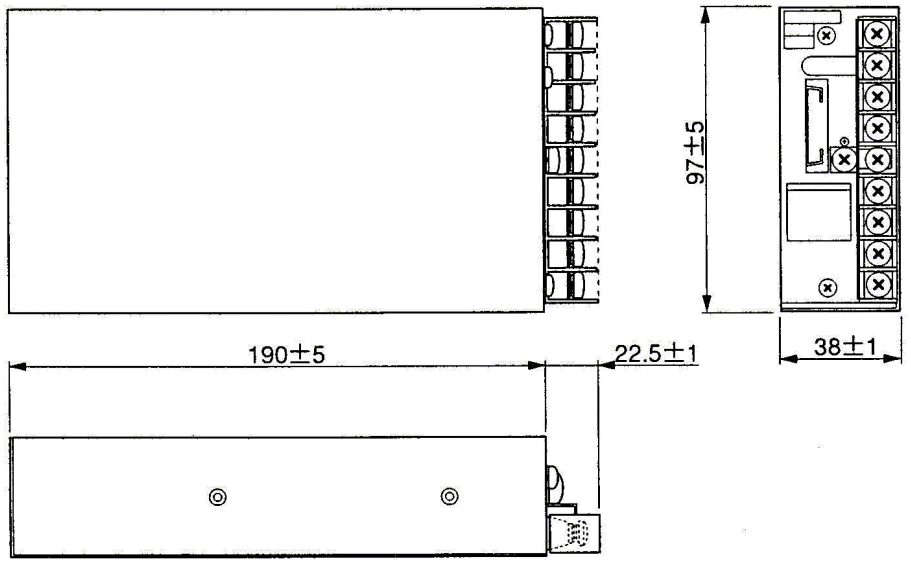 	
表面処理	○○メッキ	
備　　考		

検　印				名　　称	○○電源　部品図	尺度	葉番号
				製造者名	○○○○株式会社	葉数	
				図面番号	ＡＢＣＤ－１２３４	１／１	

図 E.2－部品図（例）

<table>
<tr><td rowspan="2">類別対象
装備品等</td><td>器 材 名</td><td colspan="5">親器材の器材名を記載する。</td></tr>
<tr><td>製造者名</td><td colspan="5">親器材の器材名を記載する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">類別対象
品　　目</td><td>品　　名</td><td colspan="5">当該部品の品名を記載する。</td></tr>
<tr><td>製造者名</td><td colspan="5">当該部品の製造者名を記載する。</td></tr>
<tr><td>部品番号</td><td colspan="5">当該部品の部品番号を記載する。</td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td colspan="6">内　　容</td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="6">当該部品の用途を記載する。</td></tr>
<tr><td>性能諸元</td><td colspan="6">当該部品の性能諸元を記載する。</td></tr>
<tr><td>材　　質</td><td colspan="6">当該部品の主要材質を記載する。</td></tr>
<tr><td>形　　状
及び
寸　　法</td><td colspan="6">当該部品のイラスト（寸法）を記載する。
機械部品のネジやナットなどは，ピッチの寸法も記載する。</td></tr>
<tr><td>表面処理</td><td colspan="6">当該部品の表面処理がある場合は，記載する。</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">検　　印</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">名　　称</td><td rowspan="2">部品図の名称を記載する。</td><td>尺度</td><td>葉番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>製造者名</td><td>部品図の製造者名を記載する。</td><td>葉数</td><td></td></tr>
<tr><td>図面番号</td><td>部品図の図面番号を記載する。</td><td>1／1</td><td></td></tr>
</table>

図 E.2－部品図（例）（続き）

附属書Ｆ
（規定）
材質別質量区分表作成要領

F.1　適用範囲

この**附属書Ｆ**は，材質別質量区分表の作成要領について規定する。

F.2　様式

F.2.1　用紙

用紙の大きさは，ＪＩＳ　Ｐ　０１３８のＡ４とする。

F.2.2　作成要領

作成要領は，**表F.1**に示す区分で記載するものとする。

表F.1－材質別質量区分表

単位　ｋｇ

番号	品　　名	鉄	銅	真鍮	アルミニウム合金	雑線	鉄・非鉄混合 a)	無価値品 b)	合計
1	例）電源装置 JPP-U12	53.0	－	0.2	2.5	1.0	1.0	5.3	63.0
2									
3									

注記　本体のみの質量（構成品の空中線，送受話器，ケーブルなどは含まない。）とする。

注a)　鉄・非鉄混合とは，組部品で容易に単一素材に選別できないものをいう。

b)　無価値品とは，ガラス，木材，プラスチック，革などで売却価値のないものをいう。